

令和5年度 保育所等利用のしおり

令和5年4月～6月に保育所等への新規入所・転園を検討している方

受付期間：令和4年11月1日(火)～11月30日(水)

令和5年7月～令和6年3月に保育所等への入所・転園を検討している方

入所希望月	申込受付期間	入所希望月	申込受付期間
令和5年 7月	令和5年3月10日～4月7日	令和5年12月	令和5年8月10日～9月8日
〃 8月	同年4月11日～5月9日	令和6年 1月	同年9月11日～10月6日
〃 9月	同年5月10日～6月9日	〃 2月	同年10月12日～11月9日
〃 10月	同年6月12日～7月7日	〃 3月	同年11月10日～12月8日
〃 11月	同年7月10日～8月9日		

※ 入所希望月の前月の下旬までに選考結果を通知します。(例：入所希望月 8月⇒入所選考結果 7月下旬)

※ 申込受付期間後の提出は、入所希望月の翌月に選考となります。

○ 出生前の申込みについて

出生前の申込みは受け付けません。出生後に行ってください。

■ 受付場所

本庁こども課又は各支所総合市民課

■ 問合せ先

出水市こども課こども施設係

電話番号：0996-63-4054

※ このしおりには、入所申込みに関する事項だけでなく、保育所等の入所期間中に係る事項等が記載されていますので、大切に保管してください。

出水市

目次

1	令和5年4月～6月入所希望の入所申込みについて	3
2-1	4～6月入所希望の方【11/1～11/30に申込まれた方】	6
2-2	4月以後入所希望の方【12月以後に申込まれた方】	7
3	入所選考の仕組み	8
4	教育・保育給付認定とは？	9
5	保育時間及び入所期間について	10
6	入所の手続について	12
7	保育料について	15
8	認可外施設等の無償化、児童発達支援施設等の利用について	21
9	幼稚園利用について	21
10	保育料の口座振替について	23
11	在園中の手続等について	24
12	入所申込の取下げ, 辞退, 退所, 転園に関することについて	25
13	保育所等に入所ができなかった場合(待機となった場合)	26
14	その他の保育サービス等について	27
15	病児・病後保育について	29
16	よくある質問	30
17	出水市内保育所等情報	34

1 令和5年4月～6月入所希望の入所申込みについて

受付期間（一括選考）

令和4年11月1日（火）～11月30日（水）

受付期間に提出できない場合

令和5年2月13日（月）までは4月入所希望であっても受け付けることができます。ただし、11月に申込みをした方から先に入所選考を行う関係上、**入所可能枠が少ない状態での選考になります。**

令和5年2月14日（火）以後に申込みになった場合は、選考日が4月10日になるため最短で**5月からの入所**となります。

そのため、受付期間等について御注意ください。

入所年齢

入所できる児童は、保護者が出水市内に住所を有する保育の必要な満5歳（令和5年4月1日現在の年齢）までの子どもです。

クラス年齢	対象生年月日（利用申込書に記入する年齢）
0歳児	R4.4.2（首が据わってから）～
1歳児	R3.4.2 ～ R4.4.1
2歳児	R2.4.2 ～ R3.4.1
3歳児	H31.4.2 ～ R2.4.1
4歳児	H30.4.2 ～ H31.4.1
5歳児	H29.4.2 ～ H30.4.1



<保育所等入所申込みの際に準備するもの>

保育所等の入所申込みの際は、次の表の「**手続きに必要なもの**」をお持ちください。

手続きに必要なもの	備考
<input type="checkbox"/> 母子手帳	出生に係る児童以外の児童を申し込む場合 ※ 出生児の申込みは、出生後に行ってください。
<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し	申請児童又は申請児童の同居者に障害者手帳・療育手帳等の所持者がいる場合
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給者証の写し	申請児童又は申請児童の同居者に特別児童扶養手当を受給している方がいる場合

施設の紹介

○ 保育所

保護者が労働・疾病などのために保育ができない児童を保育する施設です。児童の保護者が保育所への入所要件を満たしている場合に利用ができます。

○ 幼稚園

3歳から小学校就学前までの幼児を教育し、年齢にあった適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

○ 幼保連携型認定こども園

教育・保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。保育所への入所要件を満たしている場合は保育部分を、満たしていない場合は幼稚園部分を利用することができます。

幼稚園部分の利用は、直接施設へお問い合わせください。

○ 小規模保育所

0歳児から2歳児までの児童を対象として定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う施設です。

手厚く児童の発達に応じた保育を行います。

3歳の誕生日を迎えても、その年度の3月末までは継続して入所することができます。小規模保育所を卒園後に他の保育所等への入所を希望する場合は、翌年度の新規入所申込期間内に手続きが必要です。

○ 事業所内保育事業所

企業などが0歳児から2歳児までの児童を対象として従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を行う施設です。

3歳の誕生日を迎えても、その年度の3月末までは継続して入所することができます。事業所内保育事業所を卒園後に他の保育所等への入所を希望する場合は、翌年度の新規入所申込期間内に手続きが必要です。

	保育所	幼稚園	認定こども園		小規模保育所 事業所内保育事業所
			保育	教育	
対象年齢	0～5歳	3～5歳	0～5歳	満3～5歳	0～2歳
保育の 必要性	あり	なし	あり	なし	あり

※ 「保育の必要性」とは、保護者のいずれもが就労などの理由による保育所等への入所要件があることを指します。(5ページに記載)

※ 出水市内の保育所等についての情報は、34ページ以後を参照してください。

保育所等の入所申込みができる方

保育所等に入所するためには、保護者がそれぞれ次の要件のいずれかに該当している必要があります。該当する要件がない場合は、入所申込みをすることができません。

家庭外労働

家庭の外に出て就労をしている場合

就労基準は、月48時間以上です。

※ 別途就労確認の調査をすることがあります。

家庭内労働

家庭で就労（家事を除く。）している場合

就労基準は、月48時間以上です。

※ 別途就労確認の調査をすることがあります。

求職活動中

求職活動中である場合。入所期間が限定されます。入所期間内に就業等が確認できなければ退所になります。

※ 求職活動中で認定可能な期間は、原則として年度のうち3か月間です。

妊娠・出産

母親が産前産後の8週又は妊娠等に伴い療養が必要と認められる場合

保護者の疾病・障がい

保護者が疾病や障がいにより、家庭で保育をすることができない場合

介護・看護

家族の病気等に際して常時介護・看護を行う場合

※常時介護・看護…おおむね週6日かつ1日7時間45分以上の介護・看護が該当します。

就学等

就学している場合又は職業研修・技能訓練等に從事している場合

家庭の災害

家庭に災害があり復旧にあたる場合

親のいない家庭

死亡、行方不明、拘禁などの理由により保護者がいない場合

その他

上記に該当する要件がない場合は、こども課へ相談してください。

2-1 4～6月入所希望の方【11/1～11/30に申込みされた方】

11月1日 ～ 11月30日	一括選考申込み受付期間 申込書を提出してください	
12月～1月	園と市で入所調整を行います	
1月末 ～ 2月13日	選考結果（入所承諾または入所不承諾）を文書で通知します	
”	入所承諾の方	入所不承諾の方
	園から保護者に入園手続き等に関する連絡が来るのでお待ちください※1	必要に応じて2月13日までに希望保育所等変更届を提出してください※2
2月中旬 ～ 2月下旬		市と園で入所調整を行います
3月上旬		希望保育所等変更届を提出された方
		入所承諾の場合のみ、文書等で通知します
3月下旬	保育料決定通知を文書で通知します	
4月以後	入園	

- ※1 入所承諾書を受け取った方で、入所決定された園以外を希望する場合
令和5年2月13日までに希望保育所等変更届を提出してください。
ただし、希望保育所等変更届を提出することで既に入所決定した園への入園は取消しになります。
再度選考しますが、希望の園に空きがない場合は待つことになります。
(申込みの流れは、P.7「2-2 12月以後に申込みされた方の入所の流れ」と同様になります。)
- ※2 入所不承諾通知書を受け取った方で、
- ①入所希望の園を変更する場合→希望保育所等変更届を提出してください。
 - ②入所希望の園を変更しない場合→手続き不要です。空き枠がでるのを待つことになります。

2-2 4月以後入所希望の方【12月以後に申込まれた方】

12月1日 ～ 2月13日	申込み受付期間 申込書を提出してください		
2月中旬 ～ 2月下旬	園と市で入所調整を行います		
3月上旬	選考結果（入所承諾または入所不承諾）を文書で通知します		
3月中旬	入所承諾の方	入所不承諾の方	
	園から保護者に入園手続き等に関する連絡が来るのでお待ちください※1		
	↓	必要に応じて4月7日までに希望保育所等変更届を提出してください※2	
	3月下旬		保育料決定通知を文書で通知します
	↓		
4月以後	入園		

※1 入所承諾書を受け取った方で、入所決定された園以外を希望する場合

希望保育所等変更届を提出してください。

入所決定した園に通いながら転園できるのを待つこととなります。4月10日に再度選考しますので、転園できるのは最短でも5月となります。

※2 入所不承諾通知書を受け取った方で、

①入所希望の園を変更する場合→希望保育所等変更届を提出してください。

次の選考日が4月10日であるため、最短で5月からの入所となります。

②入所希望の園を変更しない場合→手続き不要です。空き枠がでるのを待つこととなります。

3 入所選考の仕組み

(1) 入所選考における優先度について

保育所等入所選考は、保護者の保育を必要とする理由等により、優先順位が決められ、各施設の入所可能枠に応じて入所する児童を決定していきます。

優先度は、勤務時間、未就学児の人数、子どもの障害の有無、療育施設への通所等によって変わってきます。

保育を必要とする主な理由としては、就労がありますが、就労のなかでも勤務時間の長短によって優先度が変わります。勤務時間が長い方が優先度が高くなります。

また、きょうだい児が入所している施設を希望する場合やひとり親の家庭については、それ以外の家庭と比べて優先度が高くなります。

ただし、各施設の入所可能枠や他の申込者の状況によっては、希望施設に入所できないことがあります。

(2) 入所選考の時期について

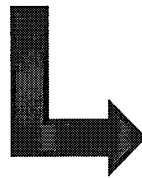
翌年4月～6月に入所したい場合は、11月1日～11月30日に申込書を提出して下さい。

一方で、翌年7月以後に入所したい場合は、本しおり表紙に記載の期間中に提出して下さい。

例年、4～6月分の入所調整により保育所等の定数近くが満たされ、その後の入所受入可能枠が少なくなることから、7月以後入所希望者について、希望する施設に入ることが難しくなっております

以上のことも踏まえて入所申込みを御検討ください。

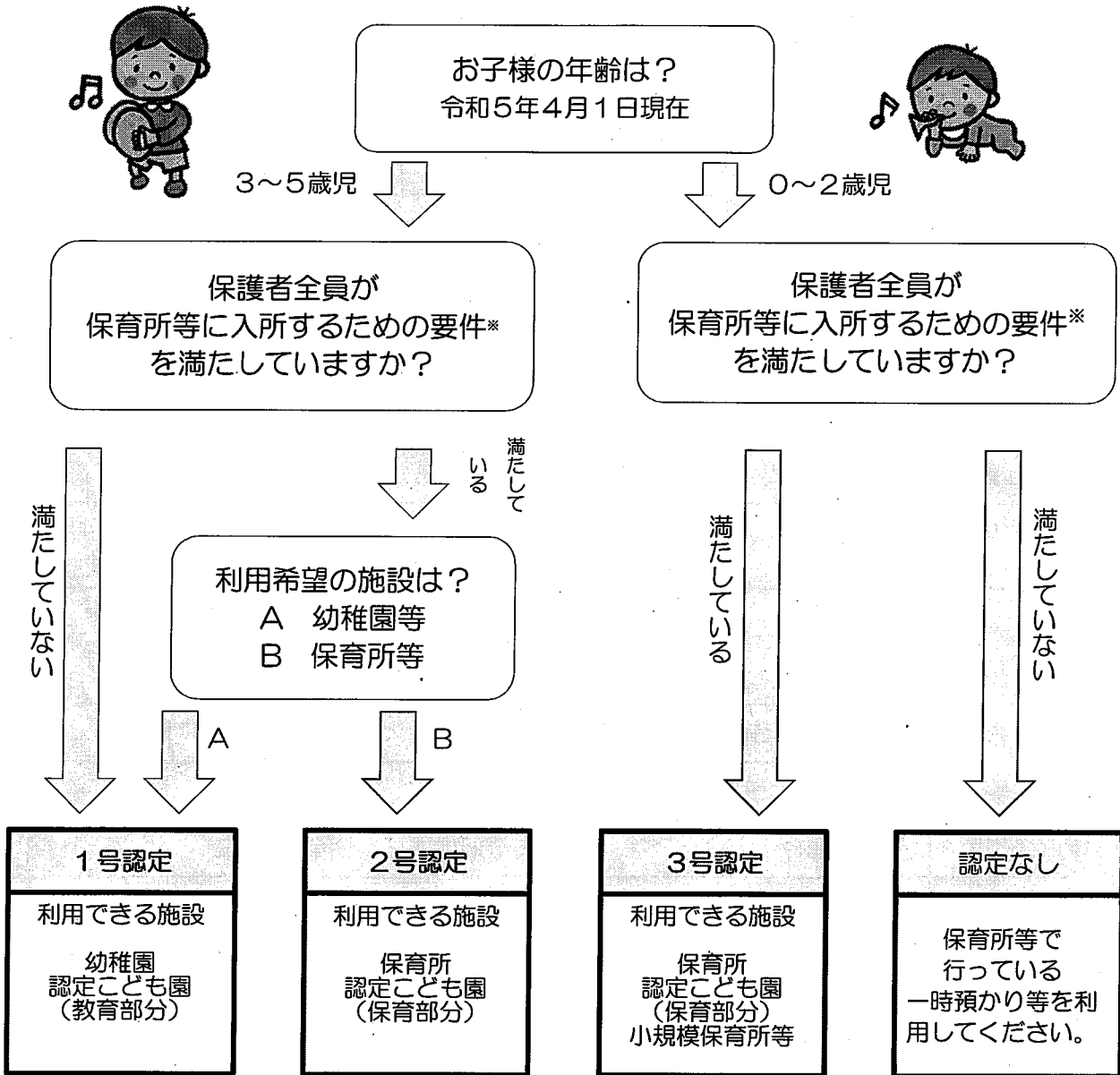
令和4年度の入所可能枠の実績についてはこちらを御確認ください。



4 教育・保育給付認定とは？

子ども・子育て支援新制度では、保育所等（幼稚園を含む。）を利用するために「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付の認定は、次のフローチャートのとおり行われています。



※ 保育所等に入所するための要件… 5ページに記載する保育所等への入所要件を指します。

5 保育時間及び入所期間について

保育所等は、教育・保育給付認定の内容（入所要件）によって、保育時間や入所期間が異なります。詳細は下表のとおりです。

なお、保護者で要件が異なる場合は、保育時間・入所期間が短い方で認定を行います。

(例)	要件	要件で定める保育時間	入所期間	認定保育時間	認定入所期間
父	就労	標準時間	就労している期間	短時間	離職日から3か月後の月末
母	求職活動	短時間	離職日から3か月後の月末		

・ 入所要件による保育時間及び入所可能期間

要件	保育時間	入所可能期間
家庭外労働	標準時間又は短時間 ※1	保護者が就労している期間 ※2
家庭内労働	標準時間又は短時間 ※1	保護者が就労している期間 ※2
求職活動	短時間	離職日から3か月後の月末まで ※3
きょうだいの妊娠・出産	標準時間	産前8週から産後8週後の月末まで ※4 ※ 妊娠等に伴い療養が必要と認められる期間
保護者の疾病・障がい	標準時間	疾病・障がい等により必要とされる期間 診断書に加療期間の記載がない場合は、 <u>診断日から6か月後の月末まで</u>
介護・看護	標準時間又は短時間 ※1	介護・看護により必要とされる期間
就学等	標準時間又は短時間 ※1	在学期間・在籍期間
家庭の災害	標準時間	災害復旧に必要な期間
親のいない家庭	標準時間	必要が認められる期間
その他	標準時間又は短時間 ※1	必要が認められる期間

※1 従事・在学する時間によって保育時間が異なります。

2 転職したときや退職したときは、手続が必要です。

3 1年以内に複数回の求職活動があるときは、3か月以内になることがあります。

4 手続が産前の場合にあつては予定日を、産後の場合にあつては出生日を基準日とします。

◎ 標準時間で認定された方が希望する場合は、短時間認定に変更することができます。また、短時間で認定された方も状況に応じて変更が可能な場合がありますので、その都度相談してください。

保育時間とは？



市が認定するのは、保育の必要量（最長利用時間）です。

実際に保育所等を利用する時間は、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、施設の長が決定をします。

保育時間	説明
標準時間	最長で利用できる時間は1日11時間です。
短時間	最長で利用できる時間は1日8時間です。

※ 延長保育を行っている施設では、保育時間（標準時間・短時間）を超えて保育を受けることができます。延長保育時間は、保育時間の認定に含まれませんので、別途料金が生じます。

※ 認定こども園（教育部分）・幼稚園において利用できる時間は、8時30分から14時までが基本です（施設により異なる場合があります。）。預かり保育を実施している施設では標準時間と同程度の利用をすることができます。預かり保育の利用料金は、実費負担（保育要件がある場合には無償になることがあります。（21ページ参照））ですが、詳しくは利用施設にお問い合わせください。

お願い



該当する「保育所等に入所するための要件」によって、保育時間・入所期間が異なりますので、保護者の方は、該当する要件に変更が生じたときは、速やかに本庁こども課又は各支所総合市民課で手続きを行ってください。

要件の変更があってもかかわらず、必要な変更手続きを行わずに利用を継続していると思われるときは、報告又は文書等の提出を求めることがあります。

6 入所の手続について

保育所等への入所手続には、次の書類を準備してください。

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- ② 保育所入所申込みに関する確認票及び同意票 No.1・No.2
- ③ 個人番号確認票
- ④ 同意書（令和4年1月1日時点で出水市に住所を有しない者）
- ⑤ 保育の必要性を証明する添付書類等（13ページ参照）

上記の書類については、以下の説明（12～15ページ）に従って準備してください。

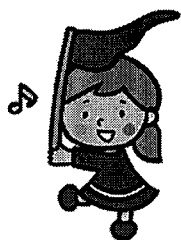
① 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書（以下「申請書」といいます。）

- ・記入例を見ながら、正確に記入してください。
- ・一世帯から2人以上の入所を申し込む場合であっても、申請書は申請児童1人につき1枚を作成してください。
- ・電話番号は、必ず連絡がとれる番号を記入してください。
- ・「1 世帯の状況」の欄は、漏れなく記入してください。（別居している保護者・児童を含みます。）
- ・第1希望の保育所等が申込者多数により入所できない場合もありますので、希望があれば、第1～第3希望まで記入してください。
- ・記入漏れがないか、提出前に確認してください。

② 個人番号確認票

- ・該当者の個人番号を記入してください。
- ・幼稚園又は認定こども園（教育部分）の入所内定者は、個人番号確認票及び番号確認書類の写しを封筒に入れて封をし、内定施設に提出してください。
- ・提出の際には、本人確認を行う必要があります。

◎ 個人番号確認票の提出の際には、
申請を行う保護者本人の確認が必要です。



次の書類をお持ちください。

- ① 本人確認書類 ⇒ マイナンバーカード
- ② 番号確認書類 ⇒ 個人番号通知カード等
身元確認書類 ⇒ 運転免許証等（顔写真付の公的証明書）

※ マイナンバーカード以外は、番号確認書類+身元確認書類の2種類が必要です。

③ 同意書

・令和4年1月1日時点において出水市に住所を有しない保護者がいる場合に記入してください。

④ 保育の必要性を証明する添付書類等

・保育所等に入所するためには、保護者がそれぞれ保育の必要性（保育所等に入所するための要件）を満たしていることが必要です。保育の必要性があることを証明するために、該当する事由ごとに次の表の証明書類欄に記載されている書類を提出してください。
 ・証明書類が添付されていない場合は、対象児童の保育の必要性が確認できないため、保育所等に入所することができません。御注意ください。

保育の必要性を証明する添付書類等

事 由	保護者の状況	証明書類	証明の方法
就 労	・会社等に勤めている ・自営業をしている ・内職をしている	就労証明書	・勤務先に就労証明書の記入を依頼してください。 ・自営業の場合は、御自身で就労証明書を記入してください。
求職活動中	・求職活動中	ハローワーク受付票の写し 求職活動申立書	・ハローワークで受付票の交付を受けてください。 ・求職活動の内容を求職活動申立書に記載してください。 ※ 求職活動の場合は入所期間が限定されます。
きょうだいの妊娠・出産	・産前8週から産後8週までの期間 ・妊娠等に伴い療養が必要	母子手帳の写し又は出産予定証明書 医師の診断書	・保健センターで母子手帳の交付を受けるか、病院で診断を受け、証明書の交付（出産日が記載されたものに限る。）を受けてください。
疾病・障がい 介護・看護	・保護者が病気である ・障がい者である ・介護や看護をしている	医師の診断書又は身体障害者手帳等の写し	・医療機関に該当者の診断書（療養期間が記入されたもの）の作成を依頼してください。
就 学	・就学している ・職業訓練や技能訓練等に就いている	在学証明書 在籍証明書	・在籍している学校等に在学証明書、在籍証明書の発行を依頼してください。
家庭の災害	・家庭等の災害復旧にあたっている	り災証明書等	・お住まいの市町村で発行してもらってください。
親のいない家庭	・不在、行方不明、死亡	状況を確認できる書類	
その他	・その他の場合	状況を確認できる書類	

※ 保育の必要性を証明する添付書類等に疑義が生じた場合は、確認をすることがあります。

※ 保育所等へ入所する該当要件が変わったときは、必ず本庁こども課又は各支所総合市民課で手続を行ってください。（例：離職した場合等）

※ 育児休業後の復職見込み又は就労予定で申請する場合は、就労証明書を提出してください。

注 保育の必要性を証明する添付書類等の提出は、必ず申込児童数分を御提出ください。児童クラブの申込を予定している方は、必ず事前に必要枚数写しをとった上で、御提出ください。

入所申込みに係る確認事項

集団保育を実施する保育所等では、在園中の児童の保育実施状況と新規に申込みがあった児童の状況を踏まえて保育体制の準備をする必要があります。

申込書に記載があった情報は施設に伝えていますが、記載がない場合は十分な対応をとることができない場合がありますので、保育の実施に際して必要な情報は、必ず申込書に記載をお願いします。

記載がない情報が判明し、施設が対応できない場合は、保育の利用を継続することが難しくなる場合がありますので、御注意ください。

① 障がいがある児童の申込みについて

集団保育が可能な軽度・中度の心身に障がいがある児童も申込みができます。事前に希望する保育所等にお問い合わせください。

② アレルギー等への対応について

保育所等では児童のアレルギーについて保護者の意向を伺い、診断書（指示書）や検査結果等に基づき、できる範囲で給食や生活等の対応を行っています。ただし、食事の対応が難しい場合は、保護者の方に代替食の準備をお願いする場合があります。

※ 入所児童のアレルギーの程度や症状により対応が異なりますので、詳細については各保育所等にお問い合わせください。

③ 保育所等における薬の取扱いについて

保育所等では原則として薬の預かりや投薬行為を行っていません。ただし、入所児童の状況によって対応が異なる場合がありますので、事前に希望する保育所等にお問い合わせください。

④ 病気等やけがの対応について

微熱の場合でも一般状態（機嫌、食欲）が良い場合には、配慮しながら保育を行い、経過をみる場合があります。

高熱である場合や下痢の回数が多い場合その他保育所等において必要と判断した場合には、保護者の方へ連絡をします。医療機関等の受診をお願いします。

けがをしたときは、発生状況を確認して応急措置をします。医療機関の受診については、保護者の方に相談の連絡をします。

⑤ 医療的ケア児について

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童を指します。

医療的ケアが必要な場合は、出水市こども課まで御相談ください。

（医療的ケアの具体例）

人工呼吸器での呼吸管理、喀痰吸引、気管切開の管理、ネブライザーの管理、経管栄養、導尿 等

⑥ ならし保育について

初めて保育所等に入所する児童は、児童の状況に応じて1～2週間程度の期間で通常の保育よりも保育時間を短縮した「ならし保育」を行います。

年度途中で職場復帰する場合は、職場復帰の1～2週間程度前からならし保育を利

用することができますので、申請書の利用を希望する期間には、**「ならし保育を含めた利用希望期間（※）」**を記入してください。

また、ならし保育への対応が難しい場合は、各保育所等に相談してください。

※ 「ならし保育」は、**入所を承諾する期間に含まれます。**

⑦ 保育所等の見学について

保育所等の見学をすることができます。入所申込みの際には、事前に希望する保育所等へ見学に行くことをお勧めしています。希望する際は、保育所等に直接連絡をお願いします。

⑧ 入所日の変更について

入所決定後に入所日を変更する場合は、事前にこども課に相談をしてください。入所日が大きく遅れる場合は、入所決定を取り消すことがあります。

7 保育料（利用者負担額）について

保育料は、その世帯の市町村民税所得割課税額に応じて決定します（住宅ローン控除、配当控除、外国税額控除は適用されません。）。

具体的には、出水市の定める負担金徴収基準額表により、世帯の課税状況で決定します。また、毎年9月から保育料が切り替わりますので御留意ください。詳しくは次のとおりです。

4月～8月の保育料

2021年1月1日～2021年12月31日の収入等により算出された市町村民税所得割課税額に基づき算定されます。

9月～3月の保育料

2022年1月1日～2022年12月31日の収入等により算出された市町村民税所得割課税額に基づき算定されます。

注 保育料の算定は、4月1日時点の年齢を基に行います。4月2日以後に3歳になっても、2号認定の子どもの保育料は発生します。

年度途中で税の修正申告を行った場合は、税の更正が行われた翌月から更正後の税額に基づいて保育料の再算定を行います。

保育料の徴収について

① 保育所（公立、私立）

・出水市が徴収します。原則、口座振替による納入をお願いします。

※ 口座振替日は、毎月末日（末日が休みの場合は翌営業日）です。納付書の場合は、毎月20日前後に発送します。

- ・納期限までに保育料の納入が確認できない場合は、督促や催告を行います。保育料の滞納がある場合は、児童手当の窓口払の実施や財産調査、差押等の対応を行うことがあります。

- ② 保育所以外（認定こども園、幼稚園、小規模保育所、事業所内保育所）
- ・利用施設が定める方法で、利用施設にお支払いください。

幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化により3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する子どもの保育料は、無料です。

延長保育料、通園送迎費、食材費、行事費などは、保護者の負担です。

無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず、おやつ代等）が実費負担となります。

負担金徴収基準額表

保育料の基準額は、次の表のとおり保護者（父母）の市町村民税所得割課税額によって決定されています。

- (1) 所得割 57,700 円未満の場合

階層区分		3歳児未満		3歳以上児	
		短時間	標準時間	短時間	標準時間
A01	生活保護世帯	0	0	保育料⇒無料 副食費⇒免除	
B02	非課税世帯	0	0		
C01	市長が認める世帯	13,750	14,000		
C02	均等割のみ課税世帯	14,750	15,000		
C03	市町村民税所得割課税額 24,300円未満の世帯	15,750	16,000		
C04	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	16,750	17,000		
D01	市町村民税所得割課税額 57,700円未満の世帯	18,500	19,000		

- 多子世帯の保育料軽減

同一生計・同一世帯の年齢が1番上の子どもから数えて、第2子は基準額の半額、第3子は無料となります。

(2) 所得割 57,700 円以上の場合 (D01 階層は、2つの階層に分かれています。)

階層区分		3歳児未満		3歳以上児	
		短時間	標準時間	短時間	標準時間
D01	市町村民税所得割課 税額 58,600円未満の世帯	18,500	19,000	保育料⇒無料 副食費⇒実費負担 ただし、保育所等に在籍している同一世帯内の小学校就学前の子どものうち、第3子目以降の子どもは副食費免除となります。	
D02	市町村民税所得割課 税額 68,200円未満の世帯	20,500	21,000		
D03A	市町村民税所得割課 税額 77,101円未満の世帯	22,500	23,000		
D03B	市町村民税所得割課 税額 77,800円未満の世帯	22,500	23,000		
D04	市町村民税所得割課 税額 87,400円未満の世帯	24,500	25,000		
D05	市町村民税所得割課 税額 97,000円未満の世帯	27,500	28,000		
D06	市町村民税所得割課 税額 121,000円未満の世帯	31,500	32,000		
D07	市町村民税所得割課 税額 145,000円未満の世帯	34,500	35,000		
D08	市町村民税所得割課 税額 169,000円未満の世帯	37,500	38,000		
D09	市町村民税所得割課 税額 202,000円未満の世帯	39,500	40,000		
D10	市町村民税所得割課 税額 235,000円未満の世帯	42,500	43,000		
D11	市町村民税所得割課 税額 268,000円未満の世帯	45,500	46,000		
D12	市町村民税所得割課 税額 301,000円未満の世帯	46,500	47,000		

階層区分		3歳児未満		3歳以上児	
		短時間	標準時間	短時間	標準時間
D13	市町村民税所得割課税額 333,000円未満の世帯	48,250	49,000	保育料⇒無料 副食費⇒実費負担 ただし、保育所等に在籍している同一世帯内の小学校就学前の子どものうち、第3子目以降の子どもは副食費免除となります。	
D14	市町村民税所得割課税額 365,000円未満の世帯	49,250	50,000		
D15	市町村民税所得割課税額 397,000円未満の世帯	50,250	51,000		
D16	市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯	52,250	53,000		

○ 多子世帯の保育料軽減

保育所等に在籍している同一世帯内の小学校就学前の子どもを数えて、第2子は基準額の半額、第3子目以降は無料となります。

(例1)

0歳～2歳	3歳～5歳	小1～
第3子	第2子	第1子
半額	3歳以上のため無償化	カウントされない。

(例2)

0歳～1歳	2歳	3歳～5歳	小1～
第3子	第2子	第1子	
無料	半額	無償化	

(3) ひとり親・障がい者手帳所持者のいる世帯で所得割 77,101円未満の世帯

階層区分	3歳児未満		3歳以上児	
	短時間	標準時間	短時間	標準時間
生活保護世帯	0	0	保育料⇒無料 副食費⇒免除	
非課税世帯	0	0		
市町村民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	9,000			

○ 多子世帯の保育料軽減

同一生計・同一世帯の年齢が上の子どもから順に数えて、第2子目以降は無料。

鹿児島県独自の多子世帯保育料軽減事業

D05 階層（市町村民税所得割課税額 97,000 円未満の世帯）以下の階層に属する満 18 歳未満の児童を 3 人以上扶養している世帯が対象となります。

(1) 基準額の 2/3 になる場合

ア 小学校 1 年生から満 18 歳未満の子どもが二人以上いる。

イ 保育所等に入所している子ども一人以上いる。

⇒ ア・イを満たす世帯のイの子どもの上から一人目の子どもが軽減対象となります。

(例) D02 階層・標準時間の場合

年齢	0 歳～1 歳	2 歳	3 歳～5 歳	小 1	小 2～18 歳
子ども	第 3 子			第 2 子	第 1 子
適用前	21,000		無償化		
適用後	14,000		無償化		

(2) 無料となる場合

ア 小学校 1 年生から満 18 歳未満の子どもが一人以上いる。

イ 保育所等に入所している子どもが二人以上いる。

⇒ ア・イを満たす世帯のイの子どものうち上から二人目の子どもが無料となります。

(例) D02 階層・標準時間の場合

年齢	0 歳～1 歳	2 歳	3 歳～5 歳	小 1	小 2～18 歳
子ども	第 4 子		第 3 子	第 2 子	第 1 子
適用前	10,500 (21,000 円から多子 世帯軽減により半額)		無償化		
適用後	無料		無償化		

市町村民税所得割課税額の確認方法

毎年、1 月 1 日時点にお住まいだった市町村から 6 月頃に市町村民税決定通知書が送付されますので、そちらで確認することができます。

給与所得者は、お勤めの会社から 5 月～6 月に市町村民税決定通知書が送付されます。

4～8 月保育料に関する市町村民税所得割課税額については R4.1.1 時点にお住まいだった市町村税務課窓口でお問い合わせ下さい。

9 月以後保育料については、R5.1.1 時点のお住まいの市町村税務課窓口にお問い合わせ下さい。

市町村民税決定通知書の見方

(例) R4.1.1 時点出水市在住の給与所得者の場合

全体図

The overview diagram shows the flow of information from the tax determination notice to the tax payment schedule. It includes a table for tax determination, a table for tax payment schedule, and a table for tax payment schedule details.

所得区分	所得金額	均等割額	所得割額	特別徴収税額	控除不足額	既納付額	変更前税額	増減額	変更月
給与収入	3,500	3,500	2,000	5,500		5,500	5,500	5,500	4月

拡大図

The detailed diagram shows the calculation of the tax amount from the tax determination notice. It includes a table for tax determination, a table for tax payment schedule, and a table for tax payment schedule details.

所得区分	所得金額	均等割額	所得割額	特別徴収税額	控除不足額	既納付額	変更前税額	増減額	変更月
給与収入	3,500	3,500	2,000	5,500		5,500	5,500	5,500	4月

こちらの金額が市町村民税所得割課税額になります。上記の例では、市町村民税所得割課税額に金額が入っていませんので、保護者合算の課税額がこちらであればC02階層の均等割のみ課税世帯（囲み箇所の下欄「均等割額⑦」を参照）となり、4月～8月標準時間の保育料は15,000円となります。

8 認可外施設等の無償化、児童発達支援施設等の利用について

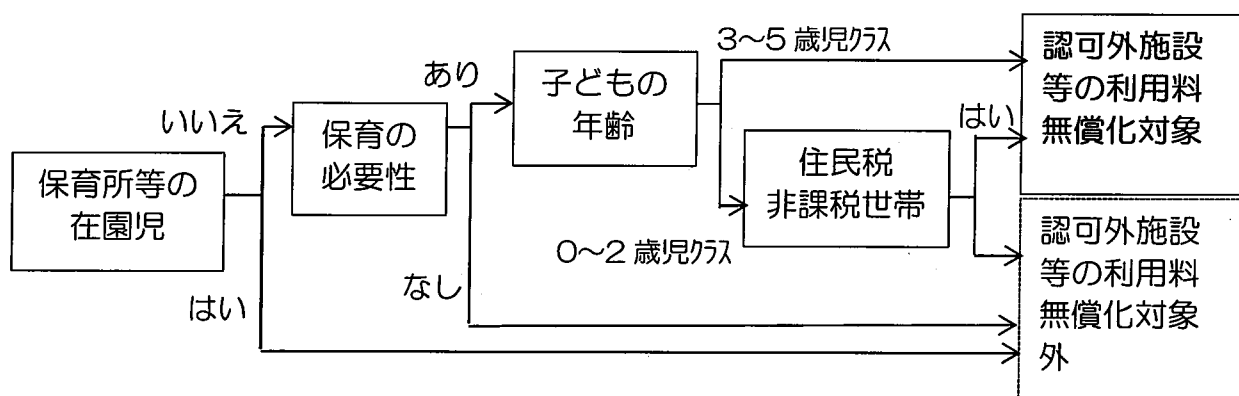
《認可外施設等*の無償化について》

保育の必要性はあるが保育所等に入所ができなかった方は、認可外施設等の利用料が無料（3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもが月額3万7,000円、0歳児クラスから2歳児クラスの子どもが月額4万2,000円が上限です。）になります。

通園送迎費等は、保護者負担です。

※ 認可外施設等で無償化の対象となる施設及び事業は、

- ・認可外保育施設（ベビーシッター、認可を受けていない事業所内保育所等含む。）
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
 - ・ファミリーサポートセンター事業
- です。



9 幼稚園利用について

3歳以上の子ども（ただし、公立幼稚園にあつてはR5.4.2時点で3歳以上の子どもが対象）については、幼稚園を利用することができますので、保育所等入所申込の参考としてください。

入園手続き

公立幼稚園…出水市学校教育課にお問い合わせください。

私立幼稚園（出水聖母幼稚園）…園に直接お問い合わせください。

認定こども園（幼稚園部分）…園に直接お問い合わせください。

私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）について、各園での入園手続きが済んだ後、出水市こども課に「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定申請書」等を提出してください。

幼稚園と預かり保育について

幼稚園の預かり時間は、おおむね8時30分～14時00分となっていますが、預かり保育を利用することで保育所とほぼ変わらない時間まで子どもを預けることができます。

そして、保育の必要性の認定（保育認定）を受けている場合は、預かり保育の利用料が一定額まで無償になります。

幼稚園利用者における預かり保育の無償制度

種別	対象者	預かり保育の無償の範囲
新2号認定	① 保育認定を受けた満3歳児 ② 3歳になった日から最初の4月1日以後にある。 以上の2つを満たす子ども	月額：11,300円 日額：450円
新3号認定	① 非課税世帯 ② 保育認定を受けた満3歳児 ③ 新2号認定にあたらぬ 以上の3つを満たす子ども	月額：16,300円 日額：450円

預かり保育を実施している施設

施設名	通常の利用時間（教育時間）	預かり保育での利用時間	長期休暇期間中の預かり保育実施の有無	給食
太陽の子 鹿島こども園	8:30~16:30	7:00~8:30 16:30~18:00	実施している	有り
ふくのえ こども園	9:00~15:00	7:15~9:00 15:00~18:15	実施している	ご飯のみ持参
西出水 認定こども園	9:00~13:00	7:00~9:00 13:00~18:30	実施している	有り
出水中央 こども園 (R5.4~予定)	9:00~13:00	7:30~9:00 13:00~19:00	実施している	有り
慈光幼稚園	9:00~15:30	7:20~8:00 16:00~18:00	一部実施している	ご飯のみ持参
出水聖母幼稚園	9:00~14:00	14:00~18:00 長期休業期間 8:00~18:00	実施している	有り 長期休業期間 弁当持参
紫翠幼稚園	9:00~14:00	8:00~9:00 14:00~18:00	土曜日・夏・春・冬 休み 8:00~18:00	ご飯とおやつ 持参
切通幼稚園	9:00~14:00	8:00~9:00 14:00~17:00	土曜日：預かり不可 夏・冬・春休み 8:00~17:00	ご飯のみ持参
鶴荘幼稚園	9:00~14:00	8:00~9:00 14:00~18:00	土曜日・夏・冬・春 休み 8:00~18:00	ご飯とおやつ 持参



10 保育料の口座振替について

保育所の保育料の納入に関して、原則口座振替による納入をお願いしています。

※ 認定こども園、幼稚園、小規模保育園及び事業所内保育所は、保育料を施設で徴収します。これらの施設の保育料の納入方法は、入所施設にお尋ねください。

○ 手続方法

口座振替を希望する金融機関（市内に本店・支店があるもの）、本庁こども課又は各支所総合市民課の窓口に備え付けてある口座振替依頼書を提出してください。

※ 登録印が不明な場合は、金融機関での手続をお勧めします。

○ 振替開始月

口座振替の手続をしてから2か月後の月から振替となります。それまでの間は納付書での納付となります。

（例） R4. 7. 25 に口座振替手続

→R4. 9. 30 振替の9月分保育料から振替開始

（8月分までの保育料は納付書が送付されます。）

1.1 在園中の手続等について

入所承諾書の受領後に入所が決定した保育所等と面談を行ってください。面談の連絡は、各保育所等が行います。面談後に保育の利用が開始します。

年度途中の手続について

年度途中で世帯の状況や保護者の状況が変わる場合は、それぞれ手続が必要です。

次の表の事例に該当する場合は、本庁こども課又は各支所総合市民課で手続を行ってください。

<手続が必要な主な事例>

手続が必要な場合	申請書類	添付書類
離職をした場合で 求職活動をするとき	教育・保育給付認定 変更申請書兼変更 届出書	ハローワーク受付票の写し、求職活動申立書
就労した場合 就労先が変わった場合		就労証明書*
妊娠・出産した場合		母子手帳（表紙及び分娩予定日のページ）の写し
育児休暇を取得した場合		育児休暇取得証明書*
復職した場合		復職証明書*
結婚・離婚調停・離婚		○婚姻の場合 婚姻相手の ・マイナンバー ・情報連携に係る同意書 ・就労証明書* ○離婚調停の場合 ・事件係属証明書、調停期日呼出状等
転居等した場合		変更内容を証する書類 ※ 公簿等で確認できる場合は省略することができます。
転園を希望する場合	希望保育所等変更届	-

◎ 各手続書類は、本庁こども課及び各支所総合市民課に備え付けてあります。

◎ ※印の添付書類は、保護者の就労先に記入していただく書類です。

◎ 「教育・保育給付認定証」の添付が必要です。認定証を紛失等した場合は、窓口で申し出てください。

◎ 必要に応じて、上記に記載している書類以外の提出を求められることがあります。

12 入所申込の取下げ, 辞退, 退所, 転園に関することについて

入所申込みの取下げ・辞退・退所

市外への転出や保護者の状況等により入所申込みを取り下げ、入所承諾を辞退し、入所中の施設を退所する場合には、本庁こども課又は各支所総合市民課に速やかに連絡をした上で、次の表の必要書類を提出してください。

待機になっている方に入所の案内を行うため、早めの連絡に御協力ください。

事 由	必要な書類	備 考
入所申込みの取下げ	保育所等利用申込取下・ 入所承諾辞退届	保育を利用しない判断をした 時点で届け出てください。
入所承諾の辞退		
保育所等の退所	保育所等退所届	現在利用している保育所等にも退所をする旨お伝えください。

※ 必要な書類は、本庁こども課及び各支所総合市民課に備え付けてあります。

希望保育所等の変更・年度途中の転園

入所申込書に記載した希望保育所等を変更する場合や現在利用している保育所等からの転園を希望する場合は、次の表に基づき、本庁こども課又は各支所総合市民課で手続きをしてください。

事 由	必要な書類	備 考
利用申込書に記入した利用希望施設の変更	希望保育所等変更届	必要が生じた時点で手続きをしてください。
転園希望		

※1 必要な書類は、本庁こども課及び各支所総合市民課に備え付けてあります。

※2 希望保育所等変更届によって、希望した施設に入所決定した場合、転園することになります。原則、元いた施設へ戻ることはできません。

1.3 保育所等に入所ができなかった場合（待機となった場合）

希望する施設への入所ができなかった場合、以下の4つの対応が考えられます。

(1) 一時預かりを利用する

一時預かりを利用しながら希望施設が空くのを待つことができます。一時預かりは、週3日かつ1か月15日以内で利用することができます。利用手続きは、希望する施設に直接御連絡ください。

また、求職活動中で、入所ができなかった場合には、一時預かりを利用しながら就労を開始することで、勤務時間によっては求職活動中より入所しやすくなる場合があります。

(2) 市外の保育所等を利用する

条件によっては、出水市外の保育所等を利用することができます。こちらの要件を満たした場合、市外保育所等への入所の前提要件を満たすこととなりますが、入所が確約されるものではありません。

市外保育所等へ入所するための前提要件

次のいずれかの要件を満たすことが必要となります。

- ① 入所希望保育所等が保護者の勤務先の市町村又は勤務先への通勤経路上の市町村であること。
- ② 入所希望保育所等が保護者の祖父母が居住する市町村にあること。

市外保育所等への入所するための手続

- ① 希望する保育所等が所在する市町村に電話をし、入所申込の期限、申込方法を確認する。
- ② ①の確認後、出水市こども課に入所申込書を提出する。入所申込書の提出期限は、希望する保育所等が所在する市町村によって異なりますが、入所を希望する日から少なくともおおむね1か月半前となっています。

(3) 希望保育所等変更届を提出する

希望する保育所等に空きはないが他の保育所等に空きがある場合、他の保育所等に入所しながら希望する保育所等に空きがでるのを待つことができます。

手続きとして、他の保育所等へ入所後に、本来の希望保育所等への転園希望（希望保育所等変更届）を提出する必要があります。

(4) 幼稚園に入園する

子どもが3歳以上であれば、幼稚園に入園することができます。一般的に幼稚園の預かり時間は、9:00～14:00ですが、希望する幼稚園によって異なります。入園手続、預かり時間、給食の有無等は各幼稚園に直接問い合わせてください。

また、幼稚園によっては、預かり保育を実施している幼稚園もあります。その園においては、夕方まで預かりが可能です。（21ページ参照）

14 その他の保育サービス等について

<一時保育>

保護者がパートタイム就労や出産など、様々な理由で一時的に家庭内での保育ができない場合に、保育所等において児童をお預かりします。

非定型的預かり	保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、週3日かつ1か月15日以内で利用することができます。
緊急的預かり	保護者の疾病、災害、事故、看護等の緊急時が対象です。状況により1日から2か月の範囲内で利用することができます。
私的理由による預かり	保護者のリフレッシュ等のために週3日かつ1か月15日以内で利用することができます。

利用を希望される方は、次の表の保育所等に直接連絡をし、事前に利用登録を行ってください。

保育所等名	住 所	電話番号	保育時間	利用料金（1日） 料金はおやつ代・給食費を含む。
東出水保育園 （公立）	上鯖淵421番地	63-2173	8:30-17:00	3歳未満児：1,800円 3歳児：1,300円 4歳児以上：1,100円 生活保護世帯は無料
沖田保育園 （私立）	黄金町811番地	63-2266	8:30-16:30	1歳・2歳：1,800円 3歳児：1,300円 4歳児以上：1,100円
ニチイキッズ 出水中央保育園 （私立）	中央町1114番地	63-3577	7:30-18:30	1歳・2歳：1,800円 3歳児：1,300円 4歳児以上：1,100円
しもずる保育園 （私立）	高尾野町下水流2759番地18	82-0030	7:00-18:00	3歳未満児：1,800円 3歳児：1,300円 4歳児以上：1,100円
大久保さくら こども園（私立）	高尾野町大久保3816番45	82-0172	8:00-17:00	3歳未満児：1,800円 3歳児：1,300円 4歳児以上：1,100円
ふくのえ こども園（私立）	福ノ江町1030番地	67-2166	8:30-17:00	3歳未満児：1,800円 3歳児：1,300円 4歳児以上：1,100円
西出水認定 こども園（私立）	西出水町367番地	62-0577	8:30-17:30	3歳未満児：2,300円 3歳児：1,800円 4歳児以上：1,600円
出水中央 こども園（私立） （R5.4～予定）	西出水町1425番地	63-2001	西出水認定こども園と同時間・同利用料となります。	

ニチイキッズ 出水しんまち 保育園	米ノ津町9番18号	64-8766	7:30-18:30	3歳未満児：1,800円
ニチイキッズ たかおの保育園	高尾野町下水流2163 番地11	65-6551	7:30-18:30	3歳未満児：1,800円

<延長保育>

保育所の利用が開所時間を超える場合に、延長して保育を行う制度です。

延長保育事業を行っている保育所等については、保育所等一覧（34ページ以後を参照）で確認してください。

延長保育を利用するには、延長保育料が必要です。延長保育料は、保育所等により金額が異なりますので、各保育所等に確認してください。

15 病児・病後児保育について

保育所等は、集団で保育を行う施設ですので、病気の子どもを預かることができません。

しかしながら、保護者の労働等の理由で保育所等を利用していることから、家庭での看護が難しい場合もあります。

このような場合に、保護者に代わって一時的に保育を行う「病児保育室」がありますので、利用を御検討ください。

○ 実施施設

名称 病児保育室 ちびっこハウス イチゴ
所在地 出水市平和町23 (こどもクリニック永松 裏)
利用時間 月曜日～金曜日 8:30～18:00
土曜日 8:30～12:00
休所日 日曜日、祝日、お盆期間、年末年始
※ こどもクリニック永松の休所日も休所します。

○ 利用料金

対象区分	利用区分	
	1日利用(4時間以上)	半日利用(4時間未満)
市民税課税世帯	2,000円	1,000円
市民税非課税世帯	1,000円	500円
生活保護世帯	無料	無料

○ 利用手続

実施施設に直接ご相談ください。

御不明な点がございましたら、お気軽に出水市こども課又はちびっこハウスイチゴへお問合せください。

出水市こども課こども福祉係
ちびっこハウス イチゴ

電話番号 0996-63-4047
電話番号 0996-64-1525

16 よくある質問

【保育の必要性に関するもの】

Q 1：保育の必要性の認定の有効期間はありますか。

A 1：3号認定の場合 満3歳の誕生日の前々日まで
2号認定の場合 小学校就学前まで
※ 保育要件によって有効期間は異なります。

Q 2：教育・保育給付認定証とは何でしょうか？

A 2：教育・保育給付認定証は、保育の必要性があることの認定証で、保育要件や保育時間等が記載されています。認定証は、変更等の手続で必要になりますので大切に保管してください。

【入所申込みにに関するもの】

Q 3：出生前の申込みは可能ですか。

A 3：出生前の申込みはできません。出生後に申し込みください。

Q 4：幼稚園と保育所等を併願する予定ですが、どのようにしたら良いですか。

A 4：幼稚園及び保育所等にそれぞれ申込みを行ってください。それぞれの施設で入所が決まり、いずれかの施設を辞退する場合は、速やかに申込先に連絡してください。

Q 5：申込みは郵送でもできますか。

A 5：原則、本庁こども課又は各支所総合市民課の窓口で申込みを行ってください。市外に在住しているなど、やむを得ない事情がある場合は、郵便物が到着したことを確認できる形（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。

Q 6：早く申し込んだ方が有利になりますか。

A 6：各受付期間の中であれば申込み時期によって特に有利になることはありません。ただし、入所希望月に応じて順次選考を行っていくことから、一括選考期間後（令和4年12月以後）の申込者は、入所可能枠が少ない状態での選考になり、希望施設に入るのが難しいことがあります。

Q 7：申請書類等に不備がある場合は、どのようになりますか。

A 7：申請書類等に不備がある場合や添付書類が欠けている場合は、書類の不備の修正や添付書類の提出があるまで審査ができませんので、連絡があったときは早急に対応をお願いします。

Q 8：きょうだいがそろって入所できますか。

A 8：入所の決定は、年齢別に優先度の高い世帯の児童から行うため、きょうだいのうち1人しか入所決定ができない場合や別々の保育所等に入所決定する場合があります。

Q 9 : 申込み後に、希望保育所等を変更することはできますか。

A 9 : 利用申込書の記載内容に基づいて入所調整を行います。

申込み後に希望施設を変更する場合は、「希望保育所等変更届」を本庁こども課又は各支所総合市民課へ提出してください。

Q 10 : 申込み後に、世帯状況や保護者の状況が変更になったときは、どのような手続きが必要ですか。

A 10 : 本庁こども課又は各支所総合市民課に変更申請等の手続きをしてください（22ページ参照）。

Q 11 : 現在、育児休業（休暇）中ですが、保育所の入所申込みはできますか。

A 11 : 入所申込みは可能ですが、実際に入所ができるのは復職後になります。

保育の開始の際は、1～2週間程度のならし保育が必要です。復職前のならし保育の期間を含めて入所希望日を記入してください。

Q 12 : 保育所等に入所できなかった場合は、再度申込みが必要ですか。

A 12 : 入所希望年度の末日までは、再度申込みをする必要はありません。ただし、保育要件が変わったときは、変更申請等の手続きをしてください。

Q 13 : 離婚協議中ですが、配偶者の就労証明書等も必要ですか。

A 13 : 家庭裁判所に離婚調停を申立てている場合には、それを証明する書類があれば配偶者の就労証明書等は不要です。

【広域入所について】

Q 14 : 出水市に居住していて、出水市外の保育所等を希望する場合はどうしたら良いですか。

A 14 : 出水市外の保育所等を希望している場合も出水市を通じて入所手続きを行いますので、本庁こども課に申込みをしてください。この場合において、申込みの期限等は市区町村で異なりますので、事前に希望施設がある市区町村の保育所等担当課にお問い合わせください。

また、申込みができるのは、当該市区町村に就労先がある場合や、祖父母が居住している場合などに限ります。

Q 15 : 市外に転出する予定で、転出前に出水市外の保育所等の申請をしたい場合はどうしたら良いですか。

A 15 : 転入前の保育所等の申込みは、市区町村で取扱いが異なりますので、お早めに転出予定先の市区町村の保育所等担当課にお問い合わせをしてください。

Q 16 : 現在、出水市内の保育所等に通っていますが、他市区町村へ引っ越しをしても継続して通い続けることはできますか。

A 16 : 継続通園ができる場合もありますので、こども課に相談してください。

Q 17 : 出水市外の保育所等に通っていて、出水市へ転入後も継続して出水市外の保育所に通い続けたいのですが、どうすればいいですか。

A 17 : 継続通園については、継続通園が可能かどうか、現在お住まいの市区町村の保育所等担当課に御確認ください。

【入所後について】

Q18：入所した後に、ならし保育はありますか。

A18：各保育所等でならし保育を行っています。子どもの状況を見ながら短時間の保育からならしていきます。その期間は児童によって異なりますが、おおむね1週間から2週間程度です。

Q19：延長保育は誰でも利用できますか。

A19：保護者の就労の実態や通勤時間を考慮して、必要であると認められた場合に延長保育を利用できます。延長保育の詳細は、各保育所等にお問い合わせください。

Q20：子どもの体調が悪いときは預けられますか。

A20：原則として、体調不良（熱がある、下痢や嘔吐がある等）の子どもはお預かりできません。ただし、保育所等においては、保護者の状況（どうしても仕事を休めない等）で保育所等に預けなければならない場合は、登園前に病院に行って医師の了解を得た上で、その結果、集団保育が可能であると保育所等が判断した場合に限ってお預かりすることがあります。お預かりした場合でも体調が悪化し、集団保育が難しいときなどは、途中でお迎えに来ていただくことがあります。出水市では、病児・病後児保育事業（29ページ参照）を実施していますので、集団保育が困難な場合は、利用を御検討ください。

Q21：里帰り出産をする場合は、里帰り先でも保育所等を利用できますか。

A21：出水市で保育所等に入所している場合は、他市区町村の保育所等を利用することはできません。里帰り先では、保育所等の行う一時預かりを利用いただくか、出水市の保育所等を退所して他市区町村の保育所等を利用することになります。なお、保育所等を休園して里帰り先で一時保育を利用しても、保育料は引き続き発生しますので御注意ください。
また、出水市の保育所等を退所された場合は、同じ保育所等に再度入所できるという確約はできませんので御了承ください。

Q22：保育所を休園する場合は手続が必要ですか。また、休園中の保育料はかかりますか（里帰り出産等）。

A22：休園する場合は、こども課での手続は不要です。保育所等に休園の旨をお伝えください。なお、休園期間中も在籍の取扱いになりますので、保育料は引き続き発生します。休園期間中に保育料を減免する制度等はありませんので御了承ください。

Q23：妊娠・出産したのですが何か手続はありますか。

A23：妊娠・出産された場合も、こども課で手続を行ってください。入所可能な期間は産前8週・産後8週後の月末までです。
当該期間以後は、他の「保育要件」を満たさない場合は、継続入所ができません。

Q24：仕事をやめたのですがどうすれば良いですか。

A24：離職をされた後に引き続き求職活動を行う場合は、求職活動を事由として保育所等に継続入所ができますので、本庁こども課又は各支所総合市民課で手続を行ってください。求職期間中は、保育時間が短時間になり、入所できる期間も離職日から3か月経過した日の属する月の月末までになります。ただし、1年以内に

当該事由による複数回の入所をする場合は、3か月以内となることがあります。

【保育料について】

Q25：保育料はどのように支払うのですか。

A25：原則として口座振替による支払をお願いしています（21ページ参照）。

Q26：利用する保育施設によって、保育料は変わりますか。

A26：利用する保育施設によって保育料が変わることはありません。ただし、別途保育所等が定めた給食費等が発生することがあります。詳しくは直接施設へお尋ねください。

Q27：保育料の切替え時期はいつになりますか。

A27：保育料は、毎年9月に世帯ごとの市民税所得割額をもとに、再算定を行います。
4月から8月までの保育料 前年度の市町村民税所得割課税額
9月から3月までの保育料 当該年度の市町村民税所得割課税額
9月から市町村民税所得割課税額によって保育料が増額になることがあります。
増額となる理由として、主なものは収入の増加、扶養控除人員の減少などです。

Q28：年度途中で誕生日を迎えたのですが、保育料に変更はありますか。

A28：保育料は、該当年度の4月1日現在の年齢で算定を行うため誕生日を迎えたことによる保育料の変更はありません。

Q29：年度途中で育児休業（休暇）の取得又は離職等の予定なのですが、保育料の変更はありますか。

A29：保育料の切替えは、A27のとおりです。年度途中での育児休業（休暇）の取得又は離職等による保育料の軽減制度はありませんので御了承ください。ただし、保育の要件変更によって保育時間が変わったときは、保育料の変更があります。



御不明な点は、
お気軽に本庁こども課へお問合せください。

0996-63-4054（担当係直通）



認可保育園 (私立)

認可保育園 (私立)		認可保育園 (私立)		認可保育園 (私立)		認可保育園 (私立)		認可保育園 (私立)	
園名	えいふく保育園	沖田保育園	出水保育園	たるま保育園	えいふく保育園	沖田保育園	出水保育園	たるま保育園	えいふく保育園
設置者	社会福祉法人 えいふく福祉会	社会福祉法人 沖田福祉会	社会福祉法人 カラース	社会福祉法人 たるま福祉会	社会福祉法人 えいふく福祉会	社会福祉法人 沖田福祉会	社会福祉法人 カラース	社会福祉法人 たるま福祉会	社会福祉法人 たるま福祉会
所在地	下鶴町1520番地	黄金町811番地	麓町11番1号	麓町1459番地	下鶴町1520番地	黄金町811番地	麓町11番1号	麓町1459番地	麓町1459番地
電話番号	0996-67-4051	0996-63-2266	0996-63-2171	0996-62-6722	0996-67-4051	0996-63-2266	0996-63-2171	0996-62-6722	0996-62-6722
自治会名	米ノ津駅通り	沖田	堅馬場	上堅馬場	米ノ津駅通り	沖田	堅馬場	上堅馬場	上堅馬場
定員	70名	80名	105名	70名	70名	80名	105名	70名	70名
園長	19	15	21	1	1	15	21	1	1
保育士	4	5	4	21	4	5	4	18	5
その他	24	21	26	24	26	21	26	5	24
計	24	21	26	24	26	21	26	24	24
職員状況 (R4.10.1時点)	(その他職員詳細) 事務員・調理師・調理員	(その他職員詳細) 事務員・調理師・保育補助	(その他職員詳細) 事務員・調理師・保育補助	(その他職員詳細) 事務員・栄養士・調理員	(その他職員詳細) 事務員・調理師・保育補助	(その他職員詳細) 事務員・調理師・保育補助	(その他職員詳細) 事務員・調理師・保育補助	(その他職員詳細) 事務員・栄養士・調理員	(その他職員詳細) 事務員・栄養士・調理員
開所時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30
延長保育	18:30~19:00	18:30~19:00	18:30~19:00	18:30~19:00	18:30~19:00	18:30~19:00	18:30~19:00	18:30~19:00	18:30~19:00
一時預かり	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—
休日保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て支援センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給食のアレルギー対応	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保育方針	<p>対応可 (要相談)</p> <p>*一人ひとりを大切に、工夫された保育と行事を通して、豊かな人間性を持った子どもを育成する</p> <p>*保護者の思いを受容し、適切な指導と援助を行い、また地域にも貢献する。</p> <p>【えいふく保育園の保育モットー】</p> <p>「あかると・げんきと・のびのびと」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気に遊びましょう! ・薄着、裸足でがんばりましょう! ・お友達と仲良くあそびましょう! ・感情豊かな子どもに! ・たくさんのおいしさを味わいましょう! ・いろいろなことに興味を持ちましょう! 	<p>対応可 (要相談)</p> <p>保育方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛情 ・安全 ・健康 <p>保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気で明るい子ども ・やさしい思いやりのある子ども ・だれにでもあいさつのできる子ども ・がまん強い子ども <p>努力事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力づくり ・道徳、情操教育 ・知育開発 (幼年教育) <p>以上を目標に、地域や保護者との連携を図り、安心して預けられる保育園・子ども主体の保育を目指します。</p>	<p>対応可 (要相談)</p> <p>出水保育園は、「子どもにはたくさんの経験、たくさんの出会い、たくさんの発見を。子育て世代には、たくさんの安心、たくさんの喜び、たくさんの感動を。」という保育方針を掲げています。</p> <p>子どもたちには「学び楽しさ」を卸ってもらいたいので、合唱セッションやスポーツセッションなど、幅広い学びの機会を設けています。</p> <p>また、日本人らしい「風情」「情緒」を着みだいで、「季節の行事」や「装い」を大切にしています。</p> <p>なによりも、よく遊び、よく笑い、よく学び、よく食べ、よく寝る、健康的な生活習慣を作ることを意識しています。</p>	<p>対応可 (要相談)</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、明るく楽しい保育園 二、清潔で整った保育園 三、生き生きとした保育園 四、けじめの確かな保育園 <p>上記の目標をかかげ、子ども達の権利を守り快適な園生活ができるよう配慮し、子供達の福祉向上に努めます。</p>					

認可保育園 (私立)

園名	わかたけ保育園	愛育保育園	ニチイキッズ出水中央保育園	しもずる保育園
設置者	社会福祉法人 若竹福祉会	社会福祉法人 出水愛育会	株式会社ニチイ学館	社会福祉法人 下水流福祉会
所在地	五万石町980番地	中央町1323番地	中央町1114番地	高尾野町下水流2759番地18
電話番号	0996-63-3696	0996-62-0062	0996-63-3577	0996-82-0030
自治会名	上屋	養郷西	八坊	下水流
定員	60名	60名	80名	90名
職員の状況 (R4.10.1時点)	園長 1 保育士 10 その他 2 計 13 (その他職員詳細) 保育補助	園長 1 保育士 12 その他 4 計 17 (その他職員詳細)	園長 1 保育士 18 その他 4 計 23 (その他職員詳細) 栄養士、調理員	園長 1 保育士 17 その他 10 計 28 (その他職員詳細) 看護師、調理員、事務員、保育補助
開所時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:00~18:00
延長保育	7:15~7:30 18:30~19:00	18:30~19:00	18:30~19:30	18:00~19:00
一時預かり	—	—	対応可 (要相談)	0
障害児保育	—	—	—	0
休日保育	—	—	—	—
子育て支援センター	—	—	—	—
給食のアレルギー対応	対応可 (要相談)	対応可 (要相談)	対応可 (要相談)	対応可 (要相談)
保育方針	<p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おはようございます」のいえる子ども ・「はい」と「んじ」がいえる子ども ・「ありがとう」のいえる子ども ・なんでもよく食べる子ども ・だれとでもあそぶ子ども ・ひとのはなしがきける子ども ・さいごまでがんばる子ども <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手足のびのびと心豊かに遊ぶ ・健やかな心、しなやかな体を育む ・空っぽのびんが広がる元気、まっすぐな心を大切に育てる ・好奇心と思いやりを育てる <p>【特色ある保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈答活動を通して、制作力と集中力を養います。 ・作品は出水市文化祭に展示します。 ・スモール専門コーナーによる体験教室で体力と関わりを養います。 ・専門指導員による英語教室を通して異文化に慣れ親しみ、豊かな情緒を養います。 ・アレルギー対応は赤ちゃん乳児の離乳食対応等、お子様に合わせてきめ細かい給食を提供いたします。 	<p>【保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おもいっきり遊ぶ おもいっきり遊ぶ」子どもたちが最大限に活かし伸ばしていくことで、「やさしく、つよく生き抜く力」を育む 【保育目標】 ・「すくすく育つ・・・健全な心と健康な身体」 ・生活の基本となるあいさつ、社会のルールやマナーを学びます。 ・心と身体発達面で生活の基本を学びます。 ・徳育・食育・体育を通して心と身体両面の成長を促します。 ・「わくわく遊ぶ・・・積極的に学ぶ好奇心・豊かな創造力と自己表現力」 ・あそびから始まる様々なアクティビティを通して、好奇心を養成します。 ・あそびを通して個性を磨き、創造力と自己表現力を高めるための基礎をつくります。 ・「思いやりと広い視野」 ・思いやりと広い視野を育む ・及んだりや周囲との関わりを通して、関わりの大切さを学びます。 ・地域社会との交流を通して、周りの人の気持ちを知り、思いやりややさしい気持ちを育みます。 	<p>大きな安心の中で子どもたちが自己課題をもつて、いろいろなことへ挑戦する「自由と自立」が秘伝の保育理念です。</p> <p>自立・・・突っ張ることではなく、やさしく見守られているという大きな安心の中で、その安心を基礎に新たな目標へチャレンジしていくことだと、考えています。</p> <p>自由・・・人と関わって生きていく上で、非常に重く、難しいテーマだと感じます。仲間の中の一人としての自由を子どもたちと一緒に考えたいと思っています。</p>	

認可保育園（私立）

認可保育園（私立）				
園名	野田保育園			
設置者	社会福祉法人 カラース			
所在地	野田町上名6053番地			
電話番号	0996-84-2100			
自治会名	仮屋			
定員	90名			
職員の状況 (R4.10.1時点)	園長	保育士	その他	計
	1	19	5	25
	(その他職員詳細)			
	看護師1名			
開所時間	7:30~18:30			
延長保育	18:30~19:00			
一時預かり	—			
障害児保育	○(要相談)			
休日保育	—			
子育て支援センター	—			
給食のアレルギー対応	対応可(要相談)			
保育方針	<p>野田保育園は、「子どもはたくさんの経験、たくさんの出会い、たくさんの発見を。子育て世代には、たくさんの安心、たくさんの喜び、たくさんの感動を。」という保育方針を掲げています。</p> <p>子どもたちには「学ぶ楽しさ」を知ってもらいたいので、合唱レッスンやスポーツレッスンなど、幅広い学びの機会を設けています。また、日本人らしい「風情」「情緒」を育みたいので、「季節の行事」や「装い」を大切にしています。</p> <p>なによりも、よく遊び、よく笑い、よく学び、よく真八、よく寝る、健康的な生活習慣を作ることを意識しています。</p>			

認可保育園（公立）

認可保育園（公立）												
園名	東出水保育園			米ノ津保育園			大川内保育園			上場保育園		
設置者	出水市	出水市	出水市	出水市	出水市	出水市	出水市	出水市	出水市	出水市	出水市	出水市
所在地	上臈淵142-1番地	明神町2311番地	上大川内871番地	上大川内871番地	上大川内871番地	上大川内871番地	上大川内871番地	上大川内871番地	上大川内871番地	上大川内871番地	上大川内871番地	上大川内2627番地1
電話番号	0996-63-2173	0996-67-1038	0996-67-1038	0996-67-1038	0996-67-1038	0996-67-1038	0996-67-1038	0996-67-1038	0996-67-1038	0996-67-1038	0996-67-1038	0996-67-1038
自治会名	渡瀬口	早馬	早馬	早馬	早馬	早馬	早馬	早馬	早馬	早馬	早馬	早馬
定員	120人	120人	120人	120人	120人	120人	120人	120人	120人	120人	120人	120人
職員状況 (R4.10.1時点)	園長 1 保育士 15 その他 3 計 19 (その他職員詳細) 看護師1名 調理員2名	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員	園長 1 保育士 16 その他 2 計 19 (その他職員詳細) 調理員
開所時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30
延長保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一時預かり	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児保育	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
休日保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て支援センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給食のアレルギー対応	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）
保育方針	<p>(保育目標)</p> <p>元気いっぱい笑顔いっぱい思いやりのある子ども</p> <p>①元気で丈夫な明るい子ども</p> <p>②あいさつができる子ども</p> <p>③よく聞き、正しく話せる子ども</p> <p>④規則正しい生活習慣が身についた子ども</p> <p>⑤あきらめず、たくましく頑張る子ども</p> <p>⑥個性豊かな子ども</p> <p>⑦自然や地域と触れ合う子ども</p> <p>⑧好き嫌いをせず、何でも食べる子ども</p> <p>(保育方針)</p> <p>生命の維持及び情緒の安定を図る</p> <p>(1) 心身の健康の基礎を培う (健康)</p> <p>(2) 道徳性の基礎を培う (人間関係)</p> <p>(3) 豊かな心や思考力の基礎を培う (環境)</p> <p>(4) 創造性の芽生えを培う (表現)</p> <p>(5) 会話の態度や豊かな言葉を培う (言葉)</p>	<p>(保育目標)</p> <p>明るく、たくましく、心豊かな子どもに</p> <p>(1) 身体が丈夫で元気な子ども (健康)</p> <p>(2) だれとでも楽しく遊べるやさしい子ども (人間関係)</p> <p>(3) 自然に親しみ身のまわりの事に興味をもって考える子ども (健康)</p> <p>(4) あいさつや返事が元気に言える子ども (言葉)</p> <p>(5) 思ったことや考えたことを表現できる子ども (表現)</p>	<p>(保育目標)</p> <p>明るく、たくましく、心豊かな子どもに</p> <p>(1) 身体が丈夫で元気な子ども (健康)</p> <p>(2) だれとでも楽しく遊べるやさしい子ども (人間関係)</p> <p>(3) 自然に親しみ身のまわりの事に興味をもって考える子ども (健康)</p> <p>(4) あいさつや返事が元気に言える子ども (言葉)</p> <p>(5) 思ったことや考えたことを表現できる子ども (表現)</p>	<p>(保育目標)</p> <p>明るく、たくましく、心豊かな子どもに</p> <p>(1) 身体が丈夫で元気な子ども (健康)</p> <p>(2) だれとでも楽しく遊べるやさしい子ども (人間関係)</p> <p>(3) 自然に親しみ身のまわりの事に興味をもって考える子ども (健康)</p> <p>(4) あいさつや返事が元気に言える子ども (言葉)</p> <p>(5) 思ったことや考えたことを表現できる子ども (表現)</p>								

認定こども園（私立）

認定こども園（私立）									
園名	認定こども園 慈光幼稚園	幼保連携型認定こども園 もみじこども園	幼保連携型認定こども園 大久保さくらこども園	幼保連携型認定こども園 江内みかんこども園					
設置者	学校法人 慈愛学園	学校法人 慈愛学園	社会福祉法人 慈恵福祉会	学校法人 慈愛学園					
所在地	高尾野町柴引2055番地1	高尾野町柴引2061番地	高尾野町大久保3816番地45	高尾野町江内3364番地					
電話番号	0996-82-2931	0996-82-2932	0996-82-0172	0996-83-3030					
自治会名	大和	大和	上の原	東下り松					
定員	150名（1号含む）（予定）	105名（1号含む）	125名（1号含む）	77名（1号含む）					
職員の状況 （R4.10.1時点）	園長	1	1	1					
	保育士	16	16	14					
	その他	7	5	3					
	計	24	22	18					
	（その他職員詳細）								
開所時間	7:20~18:20（月~金） 7:20~17:00（土）	7:00~18:00	7:00~18:00	7:30~18:30					
延長保育	18:20~18:50	18:00~18:30	18:00~19:00	7:00~7:30					
一時預かり	—	—	○	—					
障害児保育	—	○	○	○					
休日保育	—	—	—	—					
子育て支援センター	—	○	—	—					
給食のアレルギー対応	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）	対応可（要相談）					
保育方針	(1) 明るく 正しく たくましい元気な子ども (2) 思いやりのある やさしい心を持つ子ども (3) 最後まで頑張る ねばりつよい子ども (4) いかされた「いのち」を知り、生き抜く力を 持つ子ども	・感謝の心、敬いの心、思いやりの心を育て、 心身の調和的な発育を図り、 一人一人の幼児が幸せな生活のできるいしすえ を築く。	・感謝の心、敬いの心、思いやりの心を育て、 心身の調和的な発育を図り、 一人一人の幼児が幸せな生活のできるいしすえ を築く。	・感謝の心、敬いの心、思いやりの心を育て、 心身の調和的な発育を図り、 一人一人の幼児が幸せな生活のできるいしすえ を築く。					

認定こども園（私立）

認定こども園（私立）									
園名	西出水認定こども園	出水中央こども園 (R5.4~予定)	太陽の子鹿島こども園	幼保連携型認定こども園 ふくのえこども園					
設置者	社会福祉法人 南嶺山福祉会	社会福祉法人 南嶺山福祉会	社会福祉法人 いずみ福祉会	社会福祉法人 信和会					
所在地	西出水町367番地	西出水町1425番地	知識町299番地	福ノ江町1030番地					
電話番号	0996-62-0577	0996-63-2001	0996-62-3291	0996-67-2166					
自治会名	桜町	政所	鹿島	福ノ江					
定員	95名	35名	108名 (1号含む)	121名					
職員の状況 (R4.10.1時点)	園長・副園長	園長	園長・副園長	園長・副園長					
	保育教諭	保育教諭・ 保育士	保育教諭	保育教諭					
	1・2	1	1・1	1・1					
	13	5	21	25					
	16	4	6	5					
	32	10	29	32					
	(その他職員詳細)								
	看護師、子育て支援員、栄養士、調理員等								
開所時間	7:30~18:30	8:00~19:00	7:00~18:00	7:15~18:15					
延長保育	7:00~7:30 18:30~19:00	7:30~8:00	18:00~19:00	18:15~18:45					
一時預かり	○	○	○	○					
障害児保育	○	○	○	○ (要相談)					
休日保育	—	—	—	—					
子育て支援センター	—	—	—	—					
給食のアレルギー対応	対応可 (要相談)	対応可 (要相談)	対応可 (要相談)	対応可 (要相談)					
保育方針	目標「心身ともに明るく元気な子どもに育てる」 知識と問題解決力をバランスよく育み、「生き抜く力」を育てる。 1 みんなが仲よく、命を大切に「感謝の心」を育てます。 2 「良く聞き、よく見て、よく考える」習慣を身につけます。 3 保護者と職員の連携を密にした「保育環境」作りに努めます。 園の畑では季節に合わせて数種類の野菜等を栽培しており、苗植えや収穫体験を通して食の大切さ、感謝の心を育てます。 また、園で収穫した野菜を使用した句を味わう給食を提供しています。 出水中央こども園と姉妹園のため、様々な交流を予定しています。	目標「心身ともに明るく元気な子どもに育てる」 知識と問題解決力をバランスよく育み、「生き抜く力」を育てる。 1 みんなが仲よく、命を大切に「感謝の心」を育てます。 2 「良く聞き、よく見て、よく考える」習慣を身につけます。 3 保護者と職員の連携を密にした「保育環境」作りに努めます。 西出水認定こども園と姉妹園のため、様々な交流を予定しています。 令和4年度までは小規模保育園 希望として開園しており、令和5年度から認定こども園として事業実施予定。 そのため、就労していない方も満3歳から入所できます。	基本方針 「どの子どもも育つ・育て方ひとつ」 ☆保護者の温もりを伝える毎日の給本の貸し出し ☆鹿島太鼓とマリンパ合奏 ☆親子のコミュニケーションのための絵日記 ☆美しい日本語を聞き取りある生き言葉で伝える詩の朗読と季節の産物 ☆運動遊び ☆半袖・半ズボン・裸足での生活 ☆ペーパーマツサージと布おむつ など ☆メディア活用を心配し、園内ではDVD・テレビの視聴はありませぬ。 ☆朝食を中心としたおはあちゃんの味を大切に ☆手作りと季節の果物を中心としたおやつ ☆適量給食のためこども園での炊飯 ☆絵本コーナーで子どもたちと保護者が一緒に絵本を選んで借りています。	・保育方針 ・保育目標 (1)十分に養護の行き届いた育成環境の中で、心身ともに健やかに、たくましく、元気な子ども(2)明るく・思いやりの心・感謝の心・敬いの心をもち、だれとでも仲良く楽しく遊べるやさしい子ども (3)自然に親しみ、身のまわりのことに興味や関心を持ち、自ら考えて行動できる子ども (4)あいさつや返事が自分から進んでできる子ども (5)様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育み、思ったことや考えたことを表現できる子ども 以上を目標に、あたたかい雰囲気の中で、一人ひとりの発達に寄り添い、様々な体験を通して心身ともに健やかに育成され、安心して預けられる園づくりに努めます。また、専任講師による英語・健康・リトミック音楽・体操学習など幅広い学びの機会を通して思考力・表現力・学ぶ楽しさを育みます。					

小規模保育事業所（私立）

小規模保育事業所（私立） ※0歳児～2歳児までが入所可									
園名	ニチイキッズたかおの保育園 ニチイキッズ出水しんまち保育園								
設置者	㈱ニチイ学館 ㈱ニチイ学館								
所在地	高尾野町下水流2163番地11 米ノ津町9-18								
電話番号	0996-65-6551 0996-64-8766								
自治会名	下水流 新町								
定員	19名 19名								
職員の状況 (R4.10.1時点)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園長</th> <th>保育士</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他職員詳細) 栄養士 調理員</p>	園長	保育士	その他	計	1	8	2	11
園長	保育士	その他	計						
1	8	2	11						
開所時間	7:30~18:30 7:30~18:30								
延長保育	18:30~19:30 18:30~19:30								
一時預かり	対応可 (要相談)								
障害児保育	—								
休日保育	—								
子育て支援センター	—								
給食のアレルギー対応	対応可 (要相談)								
保育方針	<p>【保育理念】 『おもいっきり遊ぶ おもいっきり学ぶ』 子どもたちが自身の持つ力を最大限に活かし伸ばしていくことで、「やさしく、つよく生き抜く力」を育む 【保育目標】 ◆すくすく育つ・・・健全な心と健康な身体 ・生活の基本となるあいさつ、社会のルールやマナーを学びます。 ・心と身体の発達の中で生活の基本を学びます。 ・食育・食育・食育を通して心と身体の両面の成長を促します。 ◆わくわく遊ぶ・・・積極的に学ぶ好奇心・豊かな創造力と自己表現力 ・あそびから始まる様々なアクティビティを通して、好奇心を養成します。 ・あそびを通して感性を磨き、創造力と自己表現力を高めるための基礎をつくります。 ◆いきいき過ごす・・・自ら考え行動する自発力・地域で育む思いやりと広い視野 ・友だちや周囲との関わりを通して、関わりの大切さを学びます。 ・地域社会との交流を通して、周りの人の気持ちを知り、思いやりややさしい気持ちを育みます。</p>								

事業所内保育所（私立）

事業所内保育所（私立） 0歳児～2歳児までが入所可		さくらさくら保育所	キッズルー△mama	あゆみ保育所(休園中)
園名				
設置者	社会福祉法人 鶴寿会		株式会社エルリストン	特定非営利活動法人あゆみ
所在地	汐見町93番地		上知識町806番地	高尾野町上水流889番地1
電話番号	0996-67-3161		0996-63-1100	0996-82-4363
自治会名	西新田		八幡	上水流
定員	5名(地域枠2名)		5名(地域枠3名)	5名(地域枠2名)
職員の状況 (F4.10.1時点)	園長	保育士	園長	園長
	3	0	1	1
	計	4	計	計
	(その他職員詳細)		(その他職員詳細)	
			2	その他
			4	保育士
			7	計
開所時間	8:30~17:30		8:30~16:30	—
延長保育	—		—	—
一時預かり	対応可(要相談)		—	—
障害児保育	—		0	—
休日保育	祝日のみ対応可		—	—
子育て支援センター	—		—	—
給食のアレルギー対応	弁当持参		対応可(要相談)	—
保育方針	さくらさくら保育所は… 家庭的な雰囲気の中でお友達や保育士の楽しい遊びやふれあいをとおして、ことばや基本的な生活習慣を身につけ、人とのかかわりや思いやりの心を育てることを保育方針に掲げております。		子どもの個性と発達段階を重視し、生活習慣の基礎を築きます。人と人との関わりを大切にしながら、元気で明るく、思いやりのある優しい子どもを目指します。	・休園中

幼稚園 (市立)

幼稚園 (市立)																																																			
園名	西出水小学校附属 紫翠幼稚園	東出水小学校附属幼稚園	米ノ津小学校附属幼稚園																																																
設置者	出西市	出西市	出西市																																																
所在地	西出水町1055番地	上鱈淵1831番地	下知識町1584番地																																																
電話番号	0996-63-2158	0996-63-2163	0996-67-2938																																																
自治会名	政所	渡瀬口	今釜西																																																
定員	140名	70名	105名																																																
職員状況 (R4.10.1時点)	<table border="1"> <tr> <th>園長・副園長</th> <th>担任</th> <th>副担任</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>1・1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(その他職員詳細)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">主任1預かり保育担当2支援員2</td> </tr> </table>	園長・副園長	担任	副担任	計	1・1	2	2	5	(その他職員詳細)				主任1預かり保育担当2支援員2				<table border="1"> <tr> <th>園長・副園長</th> <th>担任</th> <th>副担任</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>1・1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(その他職員詳細)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">支援員1</td> </tr> </table>	園長・副園長	担任	副担任	計	1・1	1	1	3	(その他職員詳細)				支援員1				<table border="1"> <tr> <th>園長・副園長</th> <th>担任</th> <th>副担任</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>1・1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(その他職員詳細)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">支援員1</td> </tr> </table>	園長・副園長	担任	副担任	計	1・1	1	1	3	(その他職員詳細)				支援員1			
園長・副園長	担任	副担任	計																																																
1・1	2	2	5																																																
(その他職員詳細)																																																			
主任1預かり保育担当2支援員2																																																			
園長・副園長	担任	副担任	計																																																
1・1	1	1	3																																																
(その他職員詳細)																																																			
支援員1																																																			
園長・副園長	担任	副担任	計																																																
1・1	1	1	3																																																
(その他職員詳細)																																																			
支援員1																																																			
開所時間	9:00~14:00	9:00~14:00	9:00~14:00																																																
預かり保育	8:00~9:00 14:00~18:00																																																		
一時預かり																																																			
特別支援教育	要相談	要相談	要相談																																																
休日保育	土曜・長期休業中預かり保育実施																																																		
子育て支援センター																																																			
給食のアレルギー対応	要相談	要相談	要相談																																																
保育方針	<p>1 めざす園児像 (こんな園児に育てたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) じょうぶな体でねばり強い子供 2) 思いやりがあり、よく協力する子供 3) 思いやり、返事をよくする子供 4) よく考え、自分のことを進んでする子供 <p>2 めざす園児像 (こんな園で育みたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 明るく楽しい園 2) 美しく整備された園 3) 目標に向かって常に動いている園 <p>3 めざす教師像 (こんな教師でありたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 心身共に健康で明るい教師 2) 子供を大事にし、教育に真剣に取り組む教師 3) 絶えず研修し、信頼される教師 4) 身をもって範を垂れる教師 	<p>1 めざす園児像 (こんな園児に育てたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 心身ともに元気で、いろいろなことにチャレンジし挑戦する子供 2) 相手のことを考えられるやさしい子供 3) 感じたこと、考えたことを豊かに表現する子供 4) みんなと力を合わせたり助け合ったりすることのでできる子供 <p>2 めざす園児像 (こんな園でありたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 明るく楽しい幼稚園 2) 教育的環境の改善に努める幼稚園 3) 新しい教育を求める幼稚園 4) 保護者や地域社会の人々との連携を深める開かれた幼稚園 <p>3 めざす教師像 (こんな教師でありたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 心身共に健康で明るい教師 2) 子供を大事にし、一人一人の発達や特性に応じた指導に努める教師 3) 常に研修と実践に努める教師 4) 子供・保護者、地域のみんなに信頼される教師 	<p>1 めざす園児像 (こんな園児に育てたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 元気でがんばる子供 2) 心豊かでやさしい子供 3) よく考え行動する子供 <p>2 めざす園児像 (こんな園でありたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 美しく整備された園 2) 目標に向かって前進する園 3) 子供がいつも生き生きと活動 4) 家庭や地域社会とともにある園 <p>3 めざす教師像 (こんな教師でありたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子供を愛し、子供とともに歩む教師 2) 日々前進し、深まりを求める教師 3) 自ら行動し、感化する教師 4) 思いやりがあり、信頼される教師 5) 同僚と協調し、楽しい職場をつくる教師 																																																

幼稚園 (市立・私立)

幼稚園 (市立)		幼稚園 (私立)																									
園名	切通小学校附属幼稚園	野田小学校附属幼稚園	鶴荘学園附属幼稚園																								
設置者	出水市	出水市	出水市																								
所在地	境町1286番地	野田町上名348番地1	荘1748番地																								
電話番号	0996-67-2919	0996-84-2067	0996-82-3670																								
自治会名	前田	飯屋	荘下																								
定員	35名	70名	35名																								
職員の状況 (F4.10.1時点)	<table border="1"> <tr> <th>園長・副園長</th> <th>担任</th> <th>副担任</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>1・1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(その他職員詳細) 6</p> <p>預かり担当1 支援員 1</p>	園長・副園長	担任	副担任	計	1・1	1	1	3	<table border="1"> <tr> <th>園長・副園長</th> <th>担任</th> <th>副担任</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>1・1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(その他職員詳細) 5</p> <p>預かり担当1 支援員 1</p>	園長・副園長	担任	副担任	計	1・1	1	1	3	<table border="1"> <tr> <th>園長</th> <th>教諭</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>18</td> </tr> </table> <p>(その他職員詳細) 8</p> <p>運転手1 給食2 預かり担当1 事務2</p>	園長	教諭	その他	計	1	11	6	18
園長・副園長	担任	副担任	計																								
1・1	1	1	3																								
園長・副園長	担任	副担任	計																								
1・1	1	1	3																								
園長	教諭	その他	計																								
1	11	6	18																								
開所時間	9:00~14:00	9:00~14:00	8:00~14:00																								
預かり保育	8:00~9:00 14:00~17:00	-	14:00~18:00 長期休業中8:00~18:00																								
一時預かり	-	-	-																								
特別支援教育	要相談	要相談	要相談																								
休日保育	長期休業中預かり保育実施(土曜実施なし)	-	長期休業中預かり保育実施(土曜実施なし)																								
子育て支援センター	-	-	-																								
給食のアレルギー対応	弁当持参	弁当持参	完全給食(対応可)																								
保育方針	<p>1 めざす園児像(こんな園児に育てたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 心身ともに健康で頑張る子供 心豊かで思いやりのある子供 自分で考え行動する子供 遊びを工夫して楽しむ子供 <p>2 めざす園児像(こんな園児に育てたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 明るく楽しい幼稚園 読書活動に励んでいる幼稚園 読書活動に励んだ幼稚園 学習的環境の整った幼稚園 <p>3 めざす教師像(こんな教師でありたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 心身共に健康で明るい教師 子供を大事にする職業観のある教師 絶えず研究してやまぬ教師 地域に適切な保護者に信頼される教師 	<p>1 めざす園児像(こんな園児に育てたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 心身ともに健康で頑張り強い子供 思いやりや返事ができる子供 あいさつや返事ができる子供 自分で考え行動する子供 豊かな感性を持つ子供 <p>2 めざす園児像(こんな園児に育てたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 明るく楽しい幼稚園 教育的環境の整った幼稚園 学習の一貫性のある幼稚園 <p>3 めざす教師像(こんな教師でありたい)</p> <ol style="list-style-type: none"> 心身ともに健康で明るい教師 子供を大事にし、一人一人の発達や特性に応じた指導に努める教師 常に研修と実践に努める教師 保護者や地域、子供の信頼に立つ教師 子供と共に環境作りに努める教師 	<p>(教育方針)</p> <p>明日の社会を担っていく子どもたちが互いに協力し、豊かな日本の文化を創造していくことを目指して「優しく、明るく、強く、自ら進んで何でもできる人格の育成」(カトリックの精神)</p> <p>神の愛を知る。命の貴さ、愛し愛される喜びの体験。</p> <p>(モンテッソーリ教育)</p> <p>自由、集中、秩序ある環境。 個性の確立、豊かな人格形成。</p> <p>通園バスあり(2コース)</p> <p>ホームページ http://www5.synapse.ne.jp/seibo/</p>																								

市内保育所等一覧表

定員はR4.10.1時点

地区名	公私	区分	施設名	所在地	定員	電話番号	開所時間	延長保育	一時預かり	休日保育
出水	私	保	出水保育園	麓町11番1号	105名	63-2171	7:30~18:30	18:30~19:00	—	—
	私	保	だるま保育園	麓町1459番地	70名	62-6722	7:30~18:30	18:30~19:00	—	—
	私	保	ニチイキッズ出水中央保育園	中央町1114番地	80名	63-3577	7:30~18:30	18:30~19:30	対応可 (要相談)	—
	私	幼	出水聖母幼稚園	麓町11番27号	90名 (1号のみ)	62-0401	8:30~14:00	預かり保育 14:00~18:00	—	長期 休業中
東出水	私	保	沖田保育園	黄金町811番地	80名	63-2266	7:30~18:30	18:30~19:00	○	—
	公	保	東出水保育園	上鯖淵1421番地	120名	63-2173	7:30~18:30	—	○	—
西出水	私	保	わかたけ保育園	五万石町980番地	60名	63-3696	7:30~18:30	7:15~7:30 18:30~19:00	—	—
	私	認	西出水認定こども園	西出水町367番地	95名 (1号含む)	62-0577	7:30~18:30	7:00~7:30 18:30~19:00	○	—
	私	保	愛育保育園	中央町1323番地	60名	62-0062	7:30~18:30	18:30~19:00	—	—
	私	認	太陽の子鹿島こども園	知識町299番地	108名 (1号含む)	62-3291	7:00~18:00	18:00~19:00	—	—
	私	認	出水中央こども園 (R5.4~予定)	西出水町1425番地	35名 (1号含む)	63-2001	8:00~19:00	7:30~8:00	○	—
	私	事	キッズルームmama	上知識806番地	5名 (地域枠3名)	63-1100	8:30~16:30	—	—	—
米ノ津	私	認	ふくのえこども園	福ノ江町1030番地	121名 (1号含む)	67-2166	7:15~18:15	18:15~18:45	○	—
	公	保	米ノ津保育園	明神町2311番地	120名	67-1038	7:30~18:30	—	—	—
	私	事	さくらさくら保育所	汐見町93番地	5名 (地域枠2名)	67-3161	8:30~17:30	なし	対応可 (要相談)	祝日のみ対応
米ノ津東	私	保	えいふく保育園	下鯖町1520番地	70名	67-4051	7:30~18:30	18:30~19:00	—	—
	私	小	ニチイキッズ出水しんまち保育園	米ノ津町9-18	19名	64-8766	7:30~18:30	18:30~19:30	対応可 (要相談)	—
高尾野	私	認	認定こども園慈光幼稚園	高尾野町柴引2055番地1	150名 (1号含む) 予定	82-2931	7:20~18:20(月~金) 7:20~17:00(土)	18:20~18:50	—	—
	私	認	もみじこども園	高尾野町柴引2061番地	105名 (1号含む)	82-2932	7:00~18:00	18:00~18:30	—	—
	私	認	大久保さくらこども園	高尾野町大久保3816番地 45	125名 (1号含む)	82-0172	7:00~18:00	18:00~19:00	○	—
下水流	私	保	しもざる保育園	高尾野町下水流2759番地 18	90名	82-0030	7:00~18:00	18:00~19:00	○	—
	私	小	ニチイキッズたかおの保育園	高尾野町下水流2163番地 11	19名	65-6551	7:30~18:30	18:30~19:30	対応可 (要相談)	—
江内	私	認	江内みかんこども園	高尾野町江内3364番地	77名 (1号含む)	83-3030	7:30~18:30	7:00~7:30	—	—
野田	私	保	野田保育園	野田町上名6053番地	90名	84-2100	7:30~18:30	18:30~19:00	—	—

※用語説明 公:公立 私:私立 保:保育所 認:認定こども園 小:小規模保育所 事:事業所内保育所 幼:幼稚園

※大川内保育園及び上場保育園は現在休園中です。

公私	区分	施設名	所在地	定員	電話番号	開所時間	預かり保育	一時預かり	休日保育
公	幼	西出水小学校附属 紫翠幼稚園	西出水町1055番地	140名	63-2158	9:00~14:00	8:00~9:00 14:00~18:00	—	土曜・ 長期 休業中
公	幼	東出水小学校附属幼稚園	上鯖淵1831番地	70名	63-2163	9:00~14:00	—	—	—
公	幼	米ノ津小学校附属幼稚園	下知識町1584番地	35名	67-2938	9:00~14:00	—	—	—
公	幼	米ノ津東小学校附属幼稚園	下鯖町666番地	105名	67-1023	9:00~14:00	—	—	—
公	幼	切通小学校附属幼稚園	境町1286番地	35名	67-2919	9:00~14:00	8:00~9:00 14:00~17:00	—	長期 休業中
公	幼	野田小学校附属幼稚園	野田町上名 348番地1	70名	84-2067	9:00~14:00	—	—	—
公	幼	鶴荘学園附属幼稚園	荘1748番地	35名	82-3670	9:00~14:00	8:00~9:00 14:00~18:00	—	土曜・ 長期 休業中

※用語説明 公:公立 幼:幼稚園

公立幼稚園については、学校教育課 ☎0996-63-4079 へお問合せください。

